

役員報酬等及び費用に関する規程

平成23年4月1日制定

公益財団法人住友生命健康財団

公益財団法人住友生命健康財団 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人住友生命健康財団定款第15条及び第31条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（及び退職手当）であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(月例報酬)

第3条 月例報酬等は、常勤の理事に対し支給する。

(支給金額)

第4条 前条で定める報酬等の金額は、次表の俸給表の内から、評議員会で決定する。

号	月額（円）	号	月額（円）
1	900,000	3	700,000
2	800,000	4	600,000

(出席報酬)

第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員、及び監査を実施した監事には、前条の報酬等の支給対象となる者を除き、出席1日又は監査実施1日につき10万円を出席報酬として支給する。ただし、本人より辞退の申し出があった者には支給しない。

2. 出席報酬等の年間支給限度額を理事及び評議員は30万円、監事は50万円とする。

(費用)

第6条 理事、監事及び評議員には、会議への出席、その他その職務の遂行に当たって必要な旅費・宿泊費等を支弁する。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日（平成23年4月1日）から実施する。